

令和7年3月定例会会議録

令和7年豊郷町議会3月定例会は、令和7年3月5日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝

上 下 水 道 課 長	中 山 圭 史
教 育 次 長	西 山 喜 代 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書 記	喜 多 博 紀

5、提案された議案は次のとおり

- | | |
|----------|--|
| 議 第 1 号 | 専決処分につき承認を求めることについて（令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）） |
| 議 第 2 号 | 豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 3 号 | 豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 4 号 | 豊郷町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 5 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案 |
| 議 第 6 号 | 豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 7 号 | 豊郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 8 号 | 豊郷町下水道審議会条例の一部を改正する条例案 |
| 議 第 9 号 | 豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 議 第 10 号 | 令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第8号） |
| 議 第 11 号 | 令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号） |
| 議 第 12 号 | 令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第5号） |
| 議 第 13 号 | 令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号） |
| 議 第 14 号 | 令和6年度豊郷町水道事業会計補正予算（第5号） |
| 議 第 15 号 | 令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第5号） |
| 議 第 16 号 | 令和7年度豊郷町一般会計予算 |
| 議 第 17 号 | 令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 議 第 18 号 | 令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計予算 |
| 議 第 19 号 | 令和7年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 議 第 20 号 | 令和7年度豊郷町水道事業会計予算 |

議第 2 1 号	令和 7 年度豊郷町下水道事業会計予算
発議第 1 号	豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案
発議第 2 号	患者負担を増やす「高額療養費制度」の改悪に反対する意見書案
発議第 3 号	企業・団体献金の全面禁止を求める意見書案

村岸議長 皆さん、おはようございます。

これより令和7年3月第1回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、第1回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。そうした中でも特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またその範囲を超えた発言はされませんようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、1番、長谷川貴康君、2番、西山一男君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から3月25日までの21日間といたしたいと思えます。

これにご異議はありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日より25日までの21日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、令和6年10月分から令和6年12月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

次に、議長公務、一部事務組合議会報告を行います。議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているとおりでありますので、ご了承ください。

続いて、委員会報告を行います。

本田議会広報常任委員会委員長、報告をお願いします。

本田議会広報

常任委員長 議長。

村岸議長 本田委員長。

本田議会広報

常任委員長 皆さん、おはようございます。議会広報常任委員会の報告を行います。

当委員会は、とよさと議会第95号の発行を行いました。その経緯についてご報告申し上げます。令和6年12月20日、第1回委員会開催。令和7年1月8日、第2回委員会開催。同2月5日、第3回委員会開催。以上3回の委員会を持ち、2月19日委員長、副委員長による最後の校正を行い、2月28日、とよさと議会第95号を発行することができました。

以上、ご報告申し上げます。

村岸議長 ご苦労さまでした。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議第1号専決処分につき承認を求めることについて（令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第1回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆さん方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜っておりますこと、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、本日の本会議におきましては、承認案件1件、同意案件1件、条例改正7件、認定1件、令和6年度豊郷町一般会計、各特別会計及び各事業会計の補正予算6件、令和7年度豊郷町一般会計、各特別会計及び各事業会計の当初予算6件の計21件の議案を提案させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第1号専決処分につき承認を求めることについてをご説明申し上げます。

議案第1号は、令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,331万円を追加し、歳入歳出予算総額を67億6,392万5,000円とするものでございます。歳入では、地方

交付税 6,554 万 6,000 円、国庫支出金 9,215 万 5,000 円、県支出金 6 万 7,000 円、繰入金 504 万 2,000 円、町債 1 億 50 万円を追加し、次に、歳出では、総務費 3,418 万円、民生費 3,798 万 1,000 円、衛生費 9 万円、教育費 1 億 9,105 万 9,000 円を追加するものであります。

主な内容といたしましては、国の補正予算成立に伴い、非課税世帯に対する給付金や両小学校のトイレ改修に補助金が増額されたことによる補正で、早急に事務を進める必要があったため、7 月 27 日付で専決処分を行ったもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 12 番。

村岸議長 12 番、今村議員。

今村議員 議第 1 号専決処分につき承認を求めるについて。歳入の方で 8 ページですけど、8 ページの地方交付税の普通交付税 6,554 万 6,000 円ということで、これで確定なんかなとは思いますが、普通交付税は令和 6 年度は幾ら入ってきたのか。まだ入るのか。特別交付税はまだ 3 月に入る予定はありますけど、普通交付税の方でこれは、これを含めると令和 6 年度の分は幾らになるのか、説明してください。

それと、その下の款 14 国庫支出金の項 2、目 1 総務費補助金の中で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の給付費ということで 3,104 万円。これ、非課税世帯に対する給付金というのは支出の方であるんですが、これの豊郷の住民税非課税世帯の世帯数と、それから全国の自治体の中では、住民非課税と均等割のみ世帯にも対象にしているところもあるんですが、均等割というのはうちは何世帯ぐらいあるのかも教えてください。

それから、目 5 教育費国庫補助金の方で、学校施設環境改善交付金ということで 4,681 万、これが補正の中で、上の補正で対象になったということで、歳出の方で、12 ページで豊小と日栄小のトイレ改修工事、工事請負費がそれぞれ 9,926 万 4,000 円と 9,179 万 5,000 円というのが上がっているんですが、この両小学校のトイレの改修工事はどういう中身でなされるのか、工事概要について説明をお願いいたします。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、１２番、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

私の方、８ページ、地方交付税の関係ですけれども、議員のおっしゃるとおり、これで普通交付税としては確定になります。総額にいたしますと１３億５，９２７万８，０００円でございます。特別交付税につきましても、議員おっしゃるとおり、今まだ確定しておりませんので、間に合えば最終日追加、間に合わなければ専決の方で予算措置させていただきたいと思っております。

以上です。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

令和６年度非課税世帯の給付金の非課税世帯の世帯でございますけれども、現段階で送らせていただいておりますのは７８２件でございます。もう１件、均等割世帯の方なんですけれども、ちょっとそちらの方は把握しておりませんので、ご了承ください。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

私の方は１２ページの日栄小学校と豊郷小学校のトイレ改修工事の概要ということでございますが、本予算につきましては２つございまして、本体工事、校舎とプール棟の工事と屋内運動場、体育館のトイレの改修の方がございます。

まず、校舎本体の方ですが、豊郷小学校につきましては、洋式トイレが１７、和式トイレが１３据で計３０据あるんですが、それを全て洋式化の方をさせていただく予定をしております。小便器につきましては、現在１９あるんですが、小便器の間に、つい立てといいますか、プライバシー配慮分のつい立ての方を立てますので、その分、若干小便器の方が減りまして、１９据から１７据に減らす工事と、あと床の乾式化、ブースの新設、手洗い場の改修、人感センサー等を現時点では予定をしております。

日栄小学校につきましては、校舎の便器が洋式１７の和式１２で計２９あるんですが、これを全て洋式化して２６、ブースの変更の方もございますので、若干洋式の数減るんですが、改修の方を含めております。あと、小便器につきましては、１８据を１７据に変更する工事と、あと豊郷小学校と同様、床の乾式化とブースの新設と手洗い場の改修と人感センサーの方を予定しております。こちらにつきましては、両校とも多目的トイレの更新の方はかけております。

あと、プール棟につきましては、全て和式２据と洋式１据あるのを全て洋式化

するという工事の方を予定しております。あと、屋内運動場、体育館のトイレですけれども、こちらの方は、豊郷小学校が和式２、洋式２を全て洋式に更新するということと、日栄小学校の方が和式２、洋式３あるのは洋式５に全て変更するのと、こちらも両校とも多目的トイレの更新も含め、ブースの新設、手洗い場の改修、人感センサー等を予定しております。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第１号専決処分につき承認を求めることについて（令和６年度豊郷町一般会計補正予算（第７号））を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第１号は承認することに決定いたしました。

日程第５、議第２号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から、日程第７、議第４号豊郷町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案までを一括で議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第２号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から議第４号豊郷町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、一括してご説明申し上げます。

先の人事院勧告のうち、給与制度のアップデートと言われている部分の改正を行うもので、主な内容は、まず議第２号では、１３条では扶養手当の額を、第１４条の２では令和７年４月から地域手当が新たに支給されるように改正するものです。議第３号では、育児で時短勤務の対象となる児童が従来３歳未満であったものを小学校入学までに延長するものであります。最後に、議第４号では、会計年度任用職員についても、地域手当が支給できるよう改正するものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

村岸議長　これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員　１２番。

村岸議長　１２番、今村議員。

今村議員　議第３号、第４号にかけて、地域手当が今回人勧で創設されてきているんですが、豊郷町の場合、地域手当で一番高い人というのはどのくらいの金額になるんでしょうか。金額をちょっと具体的に、幾らぐらいかは平均はあると思うけど、ちょっとそういう流れだけ教えていただけませんか。

総務課長兼

企画振興課長　議長。

村岸議長　総務課長。

総務課長兼

企画振興課長　それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

申し訳ありませんけれども、各個人の給与月額の誰が一番もらっているかというところはちょっと今、把握しておりませんので、具体的には申し上げられませんが、最終的に４％になりますので、大体４０万としても、月額ですけども１万６,０００円ぐらいということだというふうでございます。

今村議員　次。

村岸議長　１２番、今村議員。

今村議員　それで、地域手当で一遍に上げられへんから段階的に２％から始まるというのは、この前説明いただいたんですけど、その財源が個人個人の給与の換算でいくという話ですが、今回のこの改正で豊郷町の人件費に占める、個人が言えないというんやったら総額でいいですけど、正規職員さんと何か会計年度任用職員さんのそれぞれ総額どのくらい、この新年度で上がる、財源が必要だということをちょっと、それだけは予算もつくったことやし、分かってはと思うので、概要だけ教えてください。

総務課長兼

企画振興課長　議長。

村岸議長　総務課長。

総務課長兼

企画振興課長　それでは、今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

別の方で明日も一般質問で聞いておられますので、あまりあれなんですけれども、地域手当の影響としましては、本日、また後ほど提案をさせていただきます一般会計の当初予算書を見ていただければ、分かりやすいんですけれども、その１２１ページに、各手当の総額が載っております。１２１ページの表で一般職

で言いますと、地域手当といたしましては631万4,000円、それから126ページに、会計年度任用職員の分が載っておりますけれども、地域手当といたしましては194万4,000円となります。ただ、これにつきましては、地域手当としましては、そういうことでございますけれども、人件費の中で、期末手当、勤勉手当も地域手当の分を加えたのに率を掛けるという制度になっておりますので、今の地域手当の合わせての金額よりもさらに影響が出るというふうにご理解をいただければと思います。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第2号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、第2号は原案のとおり可決されました。

これより議第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第3号豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

これより議第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第4号豊郷町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第４号は原案のとおり可決されました。

日程第８、議第５号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第５号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案についてご説明申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律が令和７年６月１日に施行されることに伴い、関係する条例７本を改正するものであります。

内容といたしましては、懲役及び禁錮の刑が拘禁刑に整備されましたので、所要の改正を行うものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げまして、提案説明といたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第５号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第５号は原案のとおり可決されました。

日程第９、議第６号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第６号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、本条例で定める消防団員等の損害補償基礎額について所要の改正を行うものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第 6 号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議第 7 号豊郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第 7 号豊郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに 35 年以上の区分が追加されたため、所要の改正を行うものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 12 番。

村岸議長 12 番、今村議員。

今村議員 議第 7 号豊郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案で、先ほどの提案説明で、勤続年数が 35 年以上というのが従来のやつよりも増えたと説明がありましたが、うちの豊郷町の非常勤消防団員の人数はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。ちょっと 5 年以上 10 年未満、7 区分になったんですけど、その人数をちょっと教えていただけますでしょうか。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、１２番、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

大変申し訳ありませんけれども、各区分ごとの人数というものはちょっと現在資料を持ち合わせておりません。ただし、新設されます３５年のところにつきましては、団長、副団長クラスの幹部のところにつきましては、そこに当たる方もおられるというようなことでございます。一般的に申し上げまして、新しく入っていただける方がなかなかいらないような現状ですので、毎年毎年同じメンバーで勤続年数が上がっていくというような現状でございます。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第７号豊郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第７号は原案のとおり可決されました。

日程第１１、議第８号豊郷町下水道事業審議会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第８号豊郷町下水道審議会条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

現行の条例では、委員数が固定されており、稟議事項等により委員が欠けた場合、委員の補欠選任を行うまでは会議の開催ができません。一方、上水道事業審議会条例では人数がいないと弾力を持たせており、それと整合を取ることで円滑に審議会が開催できるよう所要の改正を行うものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 １２番。

村岸議長 １２番、今村議員。

今村議員 議第 8 号豊郷町下水道事業審議会条例の一部を改正する条例案で、この下水道事業審議会というのは、令和 6 年度の実績でよろしいですから、年に何回どういふことで開かれていたのか、その中身について、「以内」にしないと欠員がいたら開けないというのは（聞き取り不能）は困ると思うんですが、実績として 6 年度で何回ぐらい開かれたのか、その内容だけ教えてください。

上下水道課長 議長。

村岸議長 中山上下水道課長。

上下水道課長 今村議員のご質疑にお答えします。

令和 6 年度の実績としましては、開催実績がありません。審議会としましては、重要なことを審議するのに、先に提案を出すことになりまして、6 年度の実績は、諮問をかけることになりますので、ありません。過去には料金の改定のときとかに審議会の方を開かれたという実績はあります。ちょっと回数の方は把握しておりません。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑はありませんか。

河合議員 議長。

村岸議長 11 番、河合議員。

河合議員 議第 8 号について質疑をいたします。

新旧を見ておりますと、人数、新の方には括弧書きで以内とあります。今現状、この審査委員会の方は何名おられますの。今、課長の答弁では 1 度も開催されていないと思うねんけど。これ、1 度も開催することは、出費がないということですよ、人件費の。委員会報酬ありますね。これ経費削減のために 18 人以内にしたんですか、町長。いや、私はそう取りますがね。今まで 18 人以上という審査委員会の委員さんはおられましたですか。どうですか。

上下水道課長 議長。

村岸議長 中山上下水道課長。

上下水道課長 河合議員のご質疑にお答えいたします。

受益者代表につきましては 16 人以内というところで、6 年度につきましては、任意の任命自体はしておりません。というのは、先ほど 5 年度まで、2 年任期で任命をしていたんですが、特に上下、価格の改正等審議会の内容がありますので、次に、必要に応じて任命を進めたいと考えておりました。先ほどご質問があったとおり、16 人の想定は恐らく各字、集落から 1 名ずつのイメージをされているというところに過去にあったんですが、今回は受益者代表というところで、特にこのところを触る予定はございませんし、16 人を下げるイメージ

は持っておりません。逆に受益者代表となっておりますので、グループの代表であつたり、地域のところの代表を加入し、進めたいと考えております。経費は同様に掛かると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

村岸議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第 8 号豊郷町下水道事業審議会条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議第 9 号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第 9 号豊郷町固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員である、豊郷町大字八町 666 番地、村西康弘さんが令和 7 年 3 月 31 日付で任期満了となりますので、続けて選任をいたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を得るものでございます。

任期は令和 7 年 7 月 1 日から 3 年間でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第 9 号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

これに同意することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第9号は同意することに決定いたしました。

日程第13、議第10号令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)から、
日程第18、議第15号令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第5号)ま
でを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第10号令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)から議第15号令
和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第5号)までの補正予算について、一
括してご説明申し上げます。

まず、議第10号令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)についてご説
明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億6,127万8,000
円を減額し、歳入歳出予算総額を58億264万7,000円とするものであり
ます。

歳入では、税収356万円、諸収入663万2,000円を追加し、分担金及
び負担金4,335万4,000円、国庫支出金2億3,961万3,000円、県
支出金523万円、寄附金1億円、繰入金4億8,587万3,000円、町
債9,740万円を減額するものであります。

次に、歳出では、議会費112万9,000円、総務費6億5,131万5,000
円、民生費998万5,000円、衛生費1,234万円、労働費2万円、農林水
産業費19万6,000円、商工費42万5,000円、土木費2億6,137
万4,000円、消防費355万3,000円、教育費2,094万1,000円を
減額するものであります。

繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正のとおりであります。

地方債については、第3表地方債補正のとおりであります。

次に、議第11号令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5
号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ118万6,000円を減額
し、歳入歳出予算総額をそれぞれ9億1,488万9,000円とするものでござ
います。

歳入では、繰入金118万6,000円を減額し、歳出では、諸支出金4万円

を追加し、総務費 118 万 6,000 円、基金積立金 4 万円を減額するものであります。

次に、議第 12 号令和 6 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 42 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 7 億 6,223 万 6,000 円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金 27 万 3,000 円、支払基金交付金 23 万 3,000 円、県支出金 10 万 8,000 円を追加し、繰入金 18 万 5,000 円を減額するものであります。

歳出では、地域支援事業費 86 万 2,000 円を追加し、総務費 43 万 3,000 円を減額するものであります。

次に、議題 13 号令和 6 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 271 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 9,371 万 5,000 円とするものでございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料 314 万 7,000 円を追加し、繰入金 43 万円を減額するものであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金 314 万 7,000 円を追加し、総務費 43 万円を減額するものであります。

次に、議第 14 号令和 6 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 5 号）についてご説明いたします。

第 2 条、収益的支出については、支出、第 22 款水道事業費用の既決予定額に 8 万 8,000 円を追加し、総計を 2 億 698 万 3,000 円とするものであります。

最後に、議第 15 号令和 6 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 5 号）についてご説明いたします。

第 2 条、収益的支出については、支出、第 51 款下水道事業費用の既決の予定額に 250 万円を追加し、総計を 3 億 5,470 万 9,000 円とするものです。

それぞれの主な内容としましては、一般会計から水道事業会計までは、年度末につき事業執行後の不要の予算の減額が中心となります。

以上、議第 10 号から議第 15 号まで、一括して説明をいたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。提案説明といたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員 1 2 番。

村岸議長 1 2 番、今村議員。

今村議員 まず、議第 1 0 号令和 6 年度豊郷町一般会計補正予算（第 8 号）で、まず 7 ページから 8 ページにかけて、地方債の追加、廃止、変更ということが上がっているんですけども、3 番の変更のところで、公共事業等債（吉田秦荘線・吉田愛知川線道路改良業務）ということで 5,760 万円の変更記載がありますが、これは償還方法が融通先の条件によると書かれているんですけども、最初の追加のところでは、町財政の都合より云々かんぬんというのもあるんですが、借換えとか繰上償還。これにはそういうことは対象にはならないんでしょうか。

それと、7 ページの方の②の廃止のところで、緊急自然災害防止対策事業債、旧 8 号線 2（歌詰橋）整備工事で、これが 4,400 万、限度額でありましたが、これは廃止になるというのは、これはどういう理由で廃止になったのか、この説明をお願いいたします。

次に、13 ページの目 4 土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金の 6,330 万 2,000 円が減額になっているんですけど、入る予定だったのが入らないというのはどういう原因で入らなくなったのか、説明をしていただきたいと思います。

次、15 ページ。15 ページは、款 17 寄附金、項 1 寄附金の目 2 総務費給付金で、ふるさと応援給付金が減額 9,700 万円。今の経済状況の中では減るのはある程度仕方ないと思うんですけど、これで減って、今年のふるさと応援基金の金額、収入、寄附金見込みはどのくらいになるんでしょう。説明してください。

それから、その下の款 18 繰入金、項 1 基金繰入金で、目 1 の財政調整基金繰入金、これにつきましては、繰入額が大幅に減りますね。5 億 3,530 万 8,000 円を繰り入れようと思っていたのが 4 億 8,587 万 3,000 円減額処理がされていますので、この繰入れの大きな部分が減額になるという要因は一体どういう収入、他に収入減ができたんやろうと思うんですけど、どんなところで収入が増えているのか、説明していただきたい。

そして、20 ページ。20 ページは歳出の方ですけども、ここで目 10 の地域づくり推進事業費というところで、11 番、役務費が 1,253 万手数料が減っている、この減る理由。

それから、24 番の積立金 4 億 1,023 万 7,000 円が減った説明がありますが、ふるさと応援基金の積立金が減っているということが、この中では一番大きいんですね。この豊小の旧校舍管理基金等も含めて、減っている理由を説明していただきたい。

21 ページの目 1 1 の電子計算管理費の中で、12 番、委託料 2 億 1 8 4 万 3,000 円、システム開発委託料。このお金につきまして、減額措置がなっていますね。補正前は 3 億 2,541 万 9,000 円が補正で 2 億円の減額、委託料になっているのは、これはここでは国庫支出金が 1 億 7,198 万 9,000 円の減額になっているんですけど、この絡みと考えると、どういうふうに理解したらいいのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

議第 10 号関係はこれを説明してください。

議第 11 号令和 6 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）につきましては、5 ページの目 1 の一般会計繰入金の中で、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）ということで 171 万 4,000 円の減額補正がされているんですが、この軽減分ということは法定軽減のかかっている分の人数が減ったのかなというふうにも想定はできるんですけど、どういうふうな計算でこういうのが出てきたのか、説明してください。

それから、6 ページ、款 5 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 の国民健康保険運用基金繰入金につきましては、256 万 3,000 円の減額補正をされております。これは当初 1,245 万 3,000 円を繰入れしようとしていたのが減りましたが、この減った要因は何なのかを説明してください。

議第 11 号はこれで。

次は議第 12 号。ここは令和 6 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）です。これにつきましては、7 ページの歳出部分なんですが、目 1 一般管理費で職員手当等 40 万、時間外手当の減額補正、また賦課徴収費の下にある項 2 徴収費で時間外手当 20 万の減額補正、そして款 3 地域支援事業費、項 1 介護予防・生活支援サービス事業費で、目 1 で介護予防・生活支援サービス事業というので、ここで 18 番、負担金、補助金及び交付金で 85 万 8,000 円の増額補正がされており、訪問型サービス事業費負担金 51 万 6,000 円、通所型サービス事業費負担金が 22 万 8,000 円、介護予防支援事業費負担金が 11 万 4,000 円のそれぞれの増額になっているということは、事業内容でどういうところが増額になってきたのか、この地域支援事業費の中でこのことについて説明を求めます。

そして、議第 13 号令和 6 年度豊郷町後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 4 号）で、これにつきましては、歳入の部分で、款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料が 314 万 7,000 円の増額補正になっているんですが、この 314 万 7,000 円というのは保険料の値上げから来るんだろうなとは思いますが、豊郷の今の後期高齢者の令和 6 年度分の保険料の課税人数

と、今で３１４万７,０００円ということなんで、平均でいくとどのくらいの保険料が後期高齢者に対しては、今、豊郷でかかっているのかを説明してください。

以上です。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、１２番、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

私の方は議第１０号、一般会計の補正予算になります。たくさんいただきましたので、万一漏れているようなことがあれば、また再質疑の方でお聞きいただければと思います。

まず、７ページの地方債の部分です。廃止の緊急自然災害防止対策事業債の廃止についてですけれども、これにつきましては、この下に書いてある工事名、旧８号線２（歌詰橋）整備工事の方の支払いの関係で、来年度一括で精算払いでいいというような業者さんからの申出がありまして、今年度支出の方がなくなりましたので、起債を貼る必要がなくなったということで廃止になります。

次に、③の変更の部分の右端の償還の方法で、上の追加のところにはいろいろただし以降のただし書が書いてあるというのですけれども、変更の部分につきましても、同じ条件でございます。ただ、ここにつきましては、過去からの関係もありまして、表現としてはあえて記載をしておりませんが、条件は同じでございます。

それから、次に１５ページです。１５ページの款１７の総務費寄附金で、ふるさと納税の関係ですけれども、先の１２月議会で５億を突破してということで、６億まで見れるようにということで補正をさせていただきましたが、少し、昨今の米不足で米の方が品切れを起こしまして、大変厳しい状況になりました。それで今回減額をさせてもらうもので、２月末の時点で約ですけれども、４億８,５００万ぐらいです。何とか５億に届くようにとは思っているんですけども、なかなか厳しいかなというふうに思っております。

次、１８の繰入金の財調の繰入れで収入が増えたんですかということでしたけれども、収入が増えたわけではございませんで、歳出が減りましたので、繰り入れる必要がなくなったというようなことで減額になっております。

続きまして、２０ページです。２０ページの地域づくり推進事業費の役務費の１,２５３万円につきましては、先ほど申し上げた寄附金が減ることによる手数料もろもろの減額でございます。

それから、その下、24番の積立金の4億の減額ですけれども、これにつきましては、従来はふるさと納税で入った金額をそのまま一旦全額積立てをして、翌年度にまた全額を取り崩すという運用をしておりましたが、金額が大きくなるにつれ、それに見合う手数料が全部、全て一般財源扱いになりますので、非常に町にとって重たいものになります。なので、今年度から積立てについては、入った額から手数料と返礼品等の経費を抜いた額を積立てするように運用を変更させていただきました。その影響で一旦、これは4億の減額になるというものでございます。

次に、21ページです。21ページの委託料の2億の減額ですけれども、これにつきまして、国費との関係はということですが、これにつきましては、明日、また一般質問の方で詳しくお答えさせていただきますけれども、いつも申し上げている国のガバメントクラウド、国の標準化に係る移行の経費でございます。これにつきましては、国費が来ますので、国費で移行をする予定でございましたけれども、もろもろの都合によりまして、ガバクラの移行については、ちょっと延伸をするということになりましたので、減額をするものです。これにつきましては、全額国費で見えておりますけれども、それ以外の部分、町単で行わなければならない部分がございますので、ガバクラ以外の部分もここにも含まれていますので、減額、国費の入りと委託料の出が整合しませんけれども、そういうことでございます。

以上です。

地域整備課長

議長。

村岸議長

山田地域整備課長。

地域整備課長

それでは、今村議員の質疑にお答えします。

議第10号令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)の13ページ中ほどの社会資本整備総合交付金6,330万2,000円の減額の内容はということで説明いたします。

吉田愛知川線、吉田秦荘線の道路改良工事を行うのに6,400万の国庫補助の要望をしておったんですが、実際、交付金として588万1,000円しかつきませんでした。約10%未満の補助金しかつきませんでしたので、その分マイナス5,811万9,000円の減額しておりますのと、道路メンテナンスで橋梁点検を今、行っております。その要望額782万6,000円を要望していたんですけれども、265万5,000円しかつきませんでしたので、その分マイナス517万1,000円となっております。

以上です。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

議第 11 号令和 6 年度豊郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）でございます。

5 ページでございます。

保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）の 171 万 4,000 円の件でございます。こちらにつきましては、7 割、5 割、2 割の軽減基準額の均等割額を、平等割額の軽減額分を繰り入れているところでございます。

続きまして、6 ページの基金繰入金 256 万 3,000 円の減でございます。こちらにつきましては、補正予算で計上しております一般会計からの、今、言いました保険基盤安定等の繰入金ならびに財政安定化支援事業分の繰入金等を考慮させていただきまして、基金繰入金の金額の方を行わさせていただいております。

続きまして、議第 12 号令和 6 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）でございます。

こちらの 7 ページ、款 3 地域支援事業費、項 1 介護予防・生活支援サービス事業費の 18 負担金、補助及び交付金の 85 万 8,000 円でございます。こちらにつきましては、利用者に係ります利用者増ならびに 1 人当たりの利用者の額が増えているところでございます。

引き続きまして、議第 13 号令和 6 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

5 ページ、款 1 後期高齢者医療保険料、項 1、後期高齢者医療保険料のところでございます。こちらにつきましては、人数といたしましては 1,036 人を見込んでおります。保険料の額につきましては、どこまでお出しさせていただけるのか分かりませんが、今、資料を持ち合わせておりませんのでお答えできませんが、現役並みの 3 割負担のご負担いただいている方につきましては、44 人となっております。

以上でございます。

村岸議長 課長、12 号のやつの再質のやつは同じなんやろう。

医療保険課長 失礼いたしました。議第 12 号令和 6 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）のところでございます。

7 ページの一般管理費、3、職員手当ならびに賦課徴収費、職員手当の時間外手当の減額につきましては、時間外の執行見込みに伴います残額を落としてお

るところでございます。

以上でございます。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 質疑。

村岸議長 1 2 番、今村議員。

今村議員 議第 1 1 号の令和 6 年度国民健康保険事業補正予算の保険基盤安定繰入金の減額 1 7 1 万 4,0 0 0 円は 7 割、5 割軽減の数が予算に比べて減ったのかと私はお聞きしたんですけど、今、課長がおっしゃった 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減の令和 6 年度の人数、直近でいいですから、その人数だけ教えていただけませんか。

あとは介護保険の時間外手当が減ったというのは、予算見込みより少なくなったというその原因を私は聞いていたの。なぜ減ったのというのを聞きたかったんです。そのことを減った理由だけを教えてほしかったんですけど、時間外をしなくても、時間内で回していくようになっているのか、そういういうことをお聞きしたかったんですけど、その辺をちょっともう少し詳しく言うてください。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質疑にお答えさせていただきます。

国民健康保険一般会計の繰入金の保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）のところでございます。人数につきましては、7 割が 4 7 9 人、5 割が 2 9 5 人、2 割が 2 0 3 人となっております。

続きまして、介護保険事業会計の人件費の時間外手当の減額のところでございます。こちらにつきましては、昨年度の見込みで、総務課の方が計上されていたかと思いますが、こちらにつきましては、事業計画等の策定等に伴いまして、職員の時間外での方が増加しておりましたが、今年度につきましては、なるべく時間外をかからないようなところで窓口等の対応をみんなですしているところでございます。

以上でございます。

村岸議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第 3 9 条の規定により、議第 1 0 号令和 6 年度豊郷町一般会計補正予算（第 8 号）を予算決算常任委員会に、議第 1 1 号令和 6 年度豊郷町国民健康

保険事業特別会計補正予算（第５号）及び議第１２号令和６年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第５号）ならびに議第１３号令和６年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第４号）を文教民生常任委員会に、議第１４号令和６年度豊郷町水道事業会計補正予算（第５号）及び議第１５号令和６年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第５号）を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第１０号を予算決算常任委員会に、議第１１号、議第１２号、議第１３号を文教民生常任委員会に、議第１４号、議第１５号を総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩したいと思います。１０時２５分まで、７分間、休憩いたします。

（午前１０時１６分 休憩）

（午前１０時２５分 再開）

村岸議長 再開いたします。

日程第１９、議第１６号令和７年度豊郷町一般会計予算から、日程第２４、議第２１号令和７年度豊郷町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第１６号令和７年度豊郷町一般会計予算から議第２１号令和７年度豊郷町下水道事業会計予算までの一般会計、各特別会計及び各事業会計の予算を編成いたしましたので、一括してご説明申し上げます。

国の令和７年度の地方財政対策では、社会保険関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和６年度は１兆５,３０５億円を上回る額を確保して対応することとされました。

一方で、本町の財政状況は令和５年度決算において、町税及び普通交付税が増加したことにより、全体の一般財源は増加しました。一方で、各事業における歳出が増加したことにより、経常収支比率は前年より悪化しました。こうした中であって、継続的、安定的財政運営のため、財政調整基金及び各特定目的基金に積立てを行い、財政健全性を確保したところではありますが、財政調整基金が平

成 29 年度から 50 % 以上減少するなど、引き続き堅実な財政運営を行う必要があります。

以上のことから、令和 7 年度当初予算の基本方針は第 5 次豊郷町総合計画に掲げる基本目標実現に向け、各基本目標における現状と課題を再点検し、着実に積極的な事業展開を推進するとともに、本町のまちづくりの将来像である一生青春、みんなで安心、元気なまちの実現に向け、さらなるステップとなるよう、町民と行政が一体となって、一步先行く豊郷町を築き上げていくこととします。

このような方針で編成いたしました令和 7 年度の一般会計、特別会計の状況は、一般会計 55 億 7,000 万円、対前年度当初比 3 億 2,800 万円、6.3 % の増と、特別会計 17 億 904 万 5,000 円、対前年度比当初比 5,775 万 6,000 円、3.5 % の増となっております。

一般会計の当初予算額について、ソフト面では国の電算システム標準化の影響により、電算経費が膨らみ、ハード面では旧 8 号 2（歌詰橋）護岸護床整備工事に係る普通建設事業費が増加したことにより、令和 7 年度当初予算総額としては増加しております。

次に、特別会計につきましては、国民健康保険事業では被保険者数の減少により保険給付費が減少したため、予算額が減少した一方、介護保険事業では、次期計画に係る事業費が増加したことにより、特別会計の予算額が増加しました。その結果、令和 7 年度は前年比に比べ、特別会計の予算額が増加したところであります。

次に、事業会計につきましては、水道事業会計では、給水戸数 2,609 戸、年間総給水量 77 万 2,284 立方メートル、1 日平均給水量 2,116 立方メートル、1 日最大給水量 2,400 立方メートルを予定しております。

最後に、下水道会計では、接続戸数 2,587 戸、年間総排水量 101 万 8,596 立方メートル、1 日平均排水量 2,791 立方メートルを予定しております。

以上、議第 16 号令和 7 年度豊郷町一般会計予算から議第 21 号令和 7 年度豊郷町下水道事業会計予算までの一般会計、各特別会計及び各事業会計についてご説明を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から補足説明をさせますので、どうぞご審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、私の方からは議第16号令和7年度豊郷町一般会計予算について補足説明をさせていただきます。

別冊になっております令和7年度当初予算主要施策の概要を用いて説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましては、4ページから5ページになります。

主な増減につきましては、町税が個人住民税と固定資産税の増加により2,554万4,000円、2.6%の増、地方交付税が地財計画の伸びを反映し、4,300万円、3.0%の増、また分担金及び負担金については、歌詰橋の工事に係る愛荘町負担金の精算払いの影響で1億191万円、198.7%の増などとなっております。自主財源及び依存財源の構成比については、自主財源比率が1.4ポイント減少をいたしました。

次に、歳出については、6ページから9ページになります。

主な増減が、総務費がふるさと納税基金積立ての運用方法の変更により2億2,762万5,000円、17.5%の減、民生費が児童手当の制度改正や介護保険に係る給付費の伸びを受けて1億3,805万6,000円、8.2%の増、土木費が旧8号線2護岸護床整備工事の影響により1億9,048万4,000円の増、消防費が防災行政無線長寿命化事業により6,209万3,000円、39.7%の増、教育費がGIGAスクール関連で1億67万3,000円、13.9%の増、公債費は庁舎建て替え事業の起債の据置期間が終了し、元金償還が始まるため、4,266万6,000円、23.2%の増となっております。

また、特に9ページの表の一番上の人件費においては、令和6年度に初めて10億円を超えたのに加え、月例給の引上げや地域手当の支給開始により1億509万3,000円、10.2%と大幅な伸びを見込んでおり、厳しい状況となっております。

また、13ページの基金残高の状況ですが、人件費の増や電算システム標準化で多額の一般財源が必要となることから、財政調整基金の大幅な取崩しを行う必要があり、年度末残高見込みは1億7,000万円程度となり、楽観を許さない財政運営を行う必要があります。

以上、簡単ではございますが、令和7年度一般会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

医療保険課長

議長。

村岸議長

小西医療保険課長。

医療保険課長

それでは、議第17号令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算につ

いて説明いたします。

歳入では、8 ページ、款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金 6 億 2,033 万 9,000 円、前年度から 1,205 万 3,000 円の減額ですが、保険給付費の減に伴う普通交付金の減となります。

歳出では、15 ページ、款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分 1 億 4,864 万 5,000 円、項 2、後期高齢者支援金等分 4,702 万 6,000 円、項 3 介護納付金分 1,520 万 5,000 円については、令和 7 年度の県納付金算定の仮係数の結果によるものです。本予算については、令和 7 年度の仮係数に基づき計上しております。今後確定係数に基づく予算にする必要があるため、補正予算を計上する予定です。

続きまして、議第 18 号令和 7 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算について説明いたします。

歳入では、37 ページ、款 7 繰入金、項 2 基金繰入金、第 9 期介護保険事業計画に基づき 960 万円ならびに給付費不足分として 561 万 6,000 円、介護給付費準備基金を一部取り崩しております。

歳出では、32 ページ、款 2 保険給付費につきましては 7 億 615 万 8,000 円、前年度から 6,564 万 4,000 円の増額ですが、給付実績に基づく給付費推計による増額となります。

44 ページ、廃目となっています。目、総合相談支援事業・権利擁護事業費、ならびに 45 ページ目、包括的・継続的マネジメント事業費につきましては、一部一般会計予算、介護保険事業へ変更しております。

続きまして、議第 19 号令和 7 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入では、58 ページ、款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料 6,521 万 3,000 円、滋賀県後期高齢者医療広域連合から示されました負担金等に基づき、計上しております。

歳出では 61 ページ、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金 8,716 万 3,000 円につきましても、後期高齢者医療広域連合から示されました負担金等に基づき、計上しております。

私の方からは、以上となります。

上下水道課長 議長。

村岸議長 中山上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議第 20 号令和 7 年度豊郷町水道事業会計予算についてご説明いたします。

説明は 8 ページ以降に予算計画説明書が詳細に記載されているので、こちらから説明します。

8 ページ、収益的収入では、款 2 1 水道事業収益の主な内容は、項 1 営業収益、目 1 給水収益 1 億 3,074 万 8,000 円は水道使用料と仮設水道使用料、項 2 営業外収益、目 3 補助金 1,997 万 3,000 円は職員給与費相当額を一般会計から繰入れしてもらっています。

目 4、他会計負担金 611 万 3,000 円は、建設改良費について発行された企業債に係る利子償還金の 2 分の 1 を一般会計から繰り出し基準に基づき繰り入れ、9 ページ、収益的支出では、款 2 2 水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費 5,692 万の主な内容は、節 6 委託料 3,594 万 1,000 円のうち、浄水場管理業務として 1,249 万 6,000 円、メーター検針業務として 373 万 1,000 円、電気計装機器およびろ過機点検業務として 1,021 万 2,000 円、メーター交換業務として 281 万 3,000 円を計上しております。

続いて 10 ページ、節 8 修繕費 384 万 5,000 円のうち、配水管漏水の修繕などへの対応として 300 万 1,000 円。

続いて、11 ページ目 4 総係費 2,607 万 1,000 円のうち、委託料として、公営企業会計に係る相談業務や監査業務に対する会計支援業務として 165 万円。

続いて、12 ページ、節 2 6 報償費 30 万円は、滞納整理に係る弁護士費用として計上しております。

14 ページ、資本的収入としまして、款 2 3 資本的収入の主な内容は、項 1 企業債 6,760 万円のうち、4,570 万円は南部配水管布設替及びフランジ耐震補強工事のため借入れ、1,550 万円は南部浄水場除砂装置改良工事のための借入金です。

同じく、項 2 負担金、他会計負担金 5,093 万 2,000 円は、繰り出し基準に基づく元金償還金の 2 分の 1 を一般会計から繰り入れ、15 ページ、資本的支出では、款 2 4 資本的支出、項 1 建設改良費、目 4 配水管設備改良費、節 1 委託料 4,405 万 5,000 円のうち、北部浄水場新設井戸試掘調査業務 3,034 万 9,000 円、北部浄水場新水源事前調査業務 678 万 7,000 円、節 2 改良工事費 8,549 万 8,000 円のうち、水道施設機器更新工事 1,666 万円、南部配水管布設替及びフランジ補強工事としまして 4,576 万円、南部浄水場除砂装置改良工事として 1,559 万 8,000 円を計上しております。

続きまして、下水道の方に移りまして、議第 21 号令和 7 年度豊郷町下水道事

業会計予算についてご説明いたします。

こちらも説明は８ページ以降の予算計画説明書が詳細に記載されているので、こちらから説明いたします。

款４１、下水道事業収益の主な内容は、項１営業収益、目１下水道使用料１億４,６３９万４,０００円、目２、雨水処理負担金５６２万７,０００円を計上、項２営業外収益、目２他会計負担金７,１７７万２,０００円は一般会計から繰り出し基準に基づく繰入れ、目３他会計補助金１,８７７万２,０００円は職員給与費相当額を一般会計から繰り入れ、目４補助金１,７４３万５,０００円は公共下水道施設ストックマネジメント計画策定業務などの経費の２分の１の国庫補助金。

９ページ、収益的支出では、款５１下水道事業費用、項１営業費用、目１管渠費６,５１０万円の主な内容は、委託料６,１１２万円のうち、下水道本管の管路清掃及びマンホール目視の調査として５７２万円、管路の内部状況を調査する本館カメラ調査７６８万９,０００円、公共下水道事業計画策定業務として１,３９８万１,０００円、公共下水道施設ストックマネジメント計画策定業務として２,０８８万９,０００円を計上しております。

１０ページ目、目２総係費、節８報償費３０万円は、滞納整理に係る弁護士費用を計上。

１１ページ、節１５委託料は、公営企業会計に係る相談業務や監査業務に対する会計支援業務１６５万円を計上。

目３流域下水道管理運営負担金６,４２０万８,０００円は、滋賀県の污水处理施設である浄化センターへの污水处理負担金。

１３ページでは、資本的収入では、款６１資本的収入、項２企業債、目１建設改良費等企業債７,３８０万円は、下水道事業債２,３００万円、資本費平準化債として５,０８０万円の借入れ、項、負担金、他会計負担金３,１２０万１,０００円は、繰り出し基準に基づき一般会計への繰入れ。

１４ページ、資本的支出では、款７１資本的支出、項１建設改良費、目１管渠築造費１,１９１万１,０００円のうち、節１１委託料、建設改良工事に伴う管渠移設設計業務として６８２万円、安食西管渠耐震化工事積算委託として１９０万１,０００円、工事請負費として安食西地先下水道耐震化工事で３１９万円を計上しております。

目２流域下水道建設費としまして２,１７６万１,０００円は、琵琶湖東北部の流域下水道建設事業に係る市町負担金を計上しております。

以上、主な内容を説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。
今村議員 議長。

村岸議長 11番、河合議員。

河合議員 それでは、令和7年度豊郷町一般会計当初予算説明書の質疑を行います。

委員会付託ですので、くどくど言っていないので、1つ、2つ、ちょっと資料提供を言っておきますので、事前に申し添えておきます。

54ページの老人福祉費の12の委託料、ここにすまいるたうんバス運行の事業委託料というのがありますね、1,226万円。これの委託料の中身を予算決算までに資料として頂けませんか。町長、お願いします。

このすまいるたうんバスの運行事業計画の委託料1,226万上がっていますね、これの内訳を。なぜかという、今、町のバスが廃止されますね。ここも同じようにバスも減らしていますね。ということは、2台に運転手さんは4人ですね。1人2台ですね、交代でね。人件費4人ですね。できますか。A社、B社がおって、2人、2人の乗務と違いますの。4人と違いますか。3人ですか。まあまあ取りあえずよろしいで、この中身をちょっと資料としてお願いしたい。なぜかというと、この委託料の中には何が含まれているのか。人件費もありや、この間言われましたように、いろんな経費も入っておるのか。車が古くなれば当然修繕するのも当たり前だろうし、車を運行しようと思ったら、車検を受けなあかんし。これだけでは分からないので、内容を予算決算までにちょっと資料として頂きたい。ちょっと言うといってください。

それと、2つだけ。もう1つの委託料は、中の議員からも質問があったように高野瀬池公園、これある団体に委託されていますね。去年は確か54万だったと思うんやけど、今年は60万円ちょっと。

村岸議長 河合議員、ちょっと何ページか。

河合議員 ちょっと待って。私、言おうと思って、ページを捜しているんや。私もちょっと人、言えんな。

済みません。47ページの6番の企画費の中の委託料。委託料の中で高野瀬池公園清掃委託料48万3,000円が上がっていますね。このことで剪定どうのこうのでバス停の方のことでどうのこうのちょっと質問したいと思いますが、この委託料、確か去年は私、45万と思ったんやけども、間違っていたらごめんやで。それが48万3,000円上がっていますので、これも同じくこの委託料の内容、中身を予算決算までに資料として頂きたい。なぜかという、委託料48万3,000万は上がっていることは、48万3,000円はこの団体にいくんですね。完了報告とかいろんなものは資料としてもろてますんですか。

だから、ああいうふうな問題が起きるので、委託料として、その方々にそこをお願いしますと言って、私もこれまた（聞き取り不能）やけども、条文化されていますので、管理は町長ということですね。第4条に書いていますでしょう。管理は町長でしょう。ということは、管理が町長なら、高野瀬区はごちゃごちゃ言う必要ないねん。この団体が受け取るんやから、そうでしょう。桜の木1本を切るのになぜ町が負担せんなんですか。この中に入れたらどうですか、委託の中に。何をするんですか、48万も払って。委託というのはそういうものと違いますか。高野瀬池全体を委託しておるんでしょう、この団体に。ということは、そこにあるものは草掃除はどうなるんですか。トイレ掃除だけでこんな高ならん。私、半値でもしますわ、正直な話。

その内容をちょっと予算決算までに資料をお願いしたい。答弁結構です。資料を持っていたら、それで分かりますのでね。それか、簡単に言うてもろたら。資料を見たら分かりやすいかなと思う。できるんですか。しゃべれる範囲だけでよろしいので、教えてください。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、11番、河合議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

高野瀬池の委託につきましては、e c oクラブさんから見積りを頂いておりますけれど、今、内容をちょっと持ってきておりませんので、また改めて、後日報告したいと思います。

以上です。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 河合議員のご質疑にお答えいたします。

すまいるたうんバスの運行事業でございますが、社会福祉協議会に委託をしておりますして、運転手さんの人件費は3名分を計上しております。あと、諸経費の方も併せて計上しております。

以上、よろしいでしょうか。

村岸議長 資料をください。

保健福祉課長 資料、また後ほど。

村岸議長 全員にね。

保健福祉課長 全員分で。はい、分かりました。

村岸議長 両課長、資料提供、よろしいですか。よろしくお願いします。
ほかにありませんか。

今村議員 12番。

村岸議長 12番、今村議員。

今村議員 議第16号令和7年度豊郷町一般会計予算につきまして、質疑を行います。
最終17ページです。

先ほど、補正のときにもお聞きしましたが、款10地方交付税、項1地方交付税の目1地方交付税で、令和7年度予算、総額で14億6,900万で、その内訳としては、普通交付税が11億8,900万、特別交付税が2億8,000万という形で予算計上がされているんですけども、まず令和5年度の決算では、普通交付税が13億2,777万5,000円、特別交付税が3億4,811万2,000円で、合計16億7,588万7,000円ということで、補正で令和6年度分については、普通交付税が確定して、13億4,000万ありましたね。あるんですが、この普通交付税についてなんですけれども、この11億8,900万というのはどういう基準で決めておられるんでしょうか。令和5年、令和6年も13億を超えているんですけど、どういう基準に、まあ特交に関しては確定した金額で考えるしかないと思うんですけども、その辺の普通交付税が減額していく要因というのを、これは何か年かの平均かもしれないんですけど、財政当局ではこれを減らしていくということの要因を、説明をお願いしたいと思います。

それで、次は33ページ。33ページの款18繰入金、項1基金繰入金、ここにつきまして、目1の財政調整基金繰入金、新年度、5億354万9,000円、調整基金を繰り入れると、基金が逼迫してきているという形の説明がありましたが、令和6年末での財政調整基金の残額というのは幾らになるという形で試算をしておられるんでしょうか。その見込みを説明していただきたいと思います。

それから、目3のふるさと応援基金の寄附基金繰入金。米の高騰でもう米がないということで、ふるさと基金の町の収入が減るんだというお話であるんですが、新年度の見込みとして、まあうちでよく売れているのは米と肉とか、前、おっしゃっていたんですけども、見通しとしては、今回はその基金繰入りに1億8,407万、経費とか返礼品を引いて、それを見込んでおられるんですが、このふるさと応援基金が県下の中では順調に増えてきたわが町なんですけど、今後それを維持していこうと思ったら、どういうことが必要なのか。経費を節減するということもありますけど、どういう方向性を持っているのか。物価高で物がな

くなってきたら、皆、経済状況が悪いから、懐が寂しくなったらというので、これを買ってくださる方も減っていくのかなと心配しているんですが、どういう方向性を持っておられるのか。それを、年度当初なんで、お聞かせください。

次、50ページ。50ページの目11電子計算管理費というところで、委託料とかシステム開発委託料、これはデジタル標準化に伴う経費なのか。そして、その13番の使用料及び賃借料8,740万3,000円、これについてもどういうものがあるのか。

17番、備品購入費2,548万9,000円、電算用備品。こういうのもすごくランニングコストがかかるような話ばかりなんですけれども、先ほど、課長がこういったのは国庫が全額交付するという話があったような話をされておりましたが、今後の見込みとして、(聞き取り不能)というのはそれだけの請負業者もいないんだからそうなるのかなと思っていましたけど、こういう経費、恒常的な経費をいかに本町で安くしていくのかというのは、今まで6町クラウドでやっていたんですが、どういうことを考えておられるのか、その辺を説明してください。

次は、67ページ。この障害福祉費、節の中の18番、負担金、補助金及び交付金で、67ページに補聴器購入費助成事業助成金40万。上限4万だから、その件数が10件分プラスアルファぐらいが書いてあるんですが、この予算が増え、ほかの町を聞いたらもっと多かったような気がするんですけど、うちでは、やっぱりその利用者数が少ないんでしょうか。これ実績によって予算化されていると思うんですが、この点で担当課長はどのような予算化を、これに上げたのか、説明をお願いいたします。

それから、69ページのこの出産祝い金、一番上に書いていますけど、これも1人目、2人目、3人目で祝い金の金額が違うんですね。それで、当初予算で見込んでいる70万というのは何人、1人目、2人目、3人目で何を想定しているのか、教えてください。

それから、89ページですね。89ページの目2の道路橋梁費、14番、工事請負費の中で、社会資本総合整備事業費。ここに上がっている金額1億2,500万、これについてもどういう中身なのか、説明してください。

それから、90ページの道路橋梁費の一番上に、緊急自然災害防止対策事業費2億8,600万、これについても事業内容とどういうことをするのか、説明してください。

そして、あと企業会計の中で、下水道事業予算の中で、支出の方、14ページ、ここで款、資本的支出の中の管渠築造費で14番、工事請負費が安食西地先下水

道耐震化工事。耐震化に伴う積算委託料も入っていますが、下水道工事は、うちは今、やり始めてから二十何年かな。まだ新しいような気がするんですけど、こういう工事は今、町内全域、もうほとんど豊郷町は面整備が終わりましたし、この耐震化工事はどんな形で今後、全町に推進するのか。ああいう埼玉県のごく気の毒な本当にああいう陥没して安否不明になる方が出るような工事というのは、都市部は早くからやっていますから、耐用年数も大分過ぎていると思うんですよ。

議長が令和7年3月5日の本会議における今村議員の発言について、議長が豊郷町議会会議規則第64条に基づき訂正を許可した部分、同規則第126条の規定に基づき会議録（副本）掲載をしない。

うちの場合は、どの辺から全町にこの耐震化を、何年ぐらいからずっとやっていく計画なのか、その点についての、今の基本的構想だけで結構ですので、説明をお願いしますか。

以上です。

総務課長兼

企画振興課長

村岸議長

総務課長兼

企画振興課長

議長。

総務課長。

それでは、12番、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

議第16号の一般会計の当初予算についてです。

まず、17ページ、地方交付税につきましては、なぜ減らしていつているのかというようなご質疑でしたけれども、特に意図的に減らしているわけではなく、これでも見ていただいたら分かるように、前年比でいくと4,300万増額になっております。あくまでも一般論ですけれども、過大に見過ぎて最終的に減額になりますと町の財政運営に支障が出ますので、一定の幅で少なめに見ておいてというのは一般的なことかと思っております。

続きまして、33ページの繰入金、18繰入金のうちの1の財調の残高ということですが、これにつきましては、今回、お配りさせていただいた主要施策の概要の13ページの基金残高の表の一番上の行が財政調整基金になっております。真ん中辺りに令和6年3月の現計予算見込額ということで、年度末残高見込みがありまして、6億7,400万円強というようなことでございます。

続きまして、2と3のふるさと納税の関連ですけれども、これにつきましては、

先ほど申し上げた運用の方針の変更によりまして、額が大幅に変わっておりますけれども、町としましては、恐らく今年度は過去最高になるのではないかと思います。来年度、米、肉に頼らない、何かまた新しい方法とか、商品開発等をしまして、さらに増やしていきたいというふうに思っております。また、景気が悪いと減るのではないかと話でしたが、逆に景気が悪いほど、日用品等を狙って寄附される方が増えてくるのではないかと思います。

それから、歳出の50ページ、11、電算管理費でございます。国の標準化につきましては、また詳しく明日お答えをさせていただきますが、まず委託料のシステム開発委託料7,172万円のところにおきましては、標準化の移行につきましては、このうちの5,000万円ぐらいがガバメントクラウドになります。これにつきましては、従来からもっと何億もかかるような説明をしておりましたが、これも明日詳しくお話ししますが、移行について、標準化の移行を2年間延長したことに伴いまして、作業量が大幅に減りましたので、来年度の負担としては約5,000万円に収まるということになります。それ以降、8年度、9年度にも移行の経費がかかってくるということになります。

もう1つ下の保守点検料につきましては、これにはガバクラの経費は関係ございませんで、日々の機械の保守点検等になってきます。

それから次に、使用料及び賃借料の8,700万のところですが、これについては、今現在使用している6町クラウドの利用料が4,700万円で、今年標準化で約3,000万円ほど計上をしております。

それから、その下の17の備品購入費ですが、これにつきましては、これも標準化とは直接関係ないんですけれども、職員が毎日業務で使用しておりますパソコンにつきましては、一番古いもので2019年からもう6年を経過しております。耐用年数の方も来ておりますので、更新をしなければならないということで、一気に全部は難しいので、50台を更新する予定で予算を計上しております。

以上です。

保健福祉課長

議長。

村岸議長

辰見保健福祉課長。

保健福祉課長

それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

私からは、歳出の67ページの補聴器購入費でございますが、こちらは令和6年度の現時点で4件の申請がございました。ということで、7年度の方も10件を見込んでおります。

次に、69ページの出産祝い金でございますが、こちら7年度の見込みは第1子が15人、第2子が15人、第3子以降が5人の計35人を見込んでおります。
以上でございます。

地域整備課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 それでは、今村議員の質疑にお答えします。

89ページの社会資本総合整備事業費1億2,500万なんですけども、これは先ほどの補正のときにも説明させていただきました吉田愛知川線、吉田秦荘線の道路改良工事で工事費を見ております。

次に、90ページの緊急自然災害防止対策事業費なんですけど、これはこういう名前なんですけど、工事名は旧8号線2歌詰橋護岸護床ブロック整備工事のことです。2億8,600万円となっておりますが、起債の関係で令和6年度の予算を引き継いでいますので、この額となっております。

以上です。

上下水道課長 議長。

村岸議長 中山上下水道課長。

上下水道課長 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

私の方は議第21号下水道事業会計予算、こちらの方の14ページになります。先ほどの安食西地先下水道耐震管工事のところなんですけど、豊郷町において、下水道事業においては耐震化についてはほぼ完了しております。ただ、こちら安食西の阿自岐神社の前の県道の部分なんですけど、こちらから8号線側で町道の方に向かうんですが、その交差点辺りのところで、距離にしますと約6メートルなんですけど、こちらの部分が下水道の耐震化ができていないことが上がっております。こちらの工事を来年度実行したいと思い、やっております。

今後の下水道の耐震化の状況は、先ほど申し上げたように、下水道事業については、全域において耐震化が進んだものと考えております。上下水道課でありますので、水道の部分もこれから耐震化に進めなければならないというところと、下水道は老朽化も含めて、下水道で一体で今後も考えていきたいと考えておりますので、答弁とさせていただきます。お願いします。

村岸議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第16号令和7年度豊郷町一般会計予算

を予算決算常任委員会に、議第 17 号令和 7 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算及び議第 18 号令和 7 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算ならびに第 19 号令和 7 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を文教民生常任委員会に、議第 20 号令和 7 年度豊郷町水道事業会計予算、議第 21 号令和 7 年度豊郷町下水道事業会計予算を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第 16 号を予算決算常任委員会に、議第 17 号、議第 18 号、議第 19 号を文教民生常任委員会に、議第 20 号、議第 21 号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

日程第 25、発議第 1 号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

河合勇議員。

河合議員 それでは、豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

私が定数の削減を求めるのは、これまで幾度となく説明してきたとおりであります。なぜなら、我々議員の資質が問われているからであって、議員改革の必要性があるから提案しているものであります。定数を 10 人にすれば、住民サービスが行き届きませんか。十分な議論ができませんか。それこそが議員資質の問題だと私は思います。

議員定数を 10 人にすれば、令和 7 年度の当初予算では、単純に計算すると年間 515 万 4,840 円の削減となります。これはあくまでも議員報酬の 2 人分です。4 年で幾らになりますか。ほかの施策に財源を回せますが、どう考えていますか。

また、愛荘町では 12 月定例会において議員の定数を 14 人から 12 人に削減する議案が令和 6 年 12 月 20 日に可決されております。当然ご存じのことだと思います。私は提案の趣旨を読みました。読みましたけども、コピーしようと思ったら 30 分かかる。各自、各議員のそれぞれの声を聞いていると。というて、たまたま見ておりましたら、ネットで載っていました。こういうような書類がありましたので。町議会議員の適正規模は、議会活動の中身に照らし、議会の活性化問題を併せて判断されるべきものであると。何よりも町民の負託に応えられるよう、議員一人ひとりの資質向上に日々研さんに努め、議員活動に励むことが肝要であり、責務であると提案されていまして。まさしくこれまで私が提案

した内容と同じ考えでありました。住民さんの負託に応えるためというのであれば、議員としての責務を全うとしてはどうですか。私は信念に従って、毎回定例会に議員定数の削減を提案して責務を果たしていきます。

これは余談ではありますが、甲良町もあれだけいろいろありましたが、議員削減の改選後、何事もなかったように、今、議会はどうでしょうか。甲良町の議員さんを私は絶賛いたしております。今村氏。

村岸議長 河合議員。

河合議員 理に合わない討論はしないで。

村岸議長 河合議員。

河合議員 質疑をしてください、質疑を。質疑がなかったら、討論は要りませんよ。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員 1 2 番。

村岸議長 1 2 番、今村議員。

今村議員 町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案。今、提案者から質疑がなく、反対討論はおかしいという指摘がありましたが、提出者にお聞きしたいんですけど、議員の資質、これが議員定数を減らすことで上がるという根拠はどこにあるんですか。豊郷町議会は 1 2 名、これは法的にも何ら問題のない数です。県下 1 9 市町の中で議員報酬が一番低いのが豊郷町議会議員です。そういう点では、議会が、それで報酬が少ない中で停滞しているわけでもありません。それは個々の議員の議員としての自覚と、やはり町民に付託された議員としての取組がどうなるかが問題なわけであって、定数を減らしたら、多様な町民要求の議会での審議が減っていくというのが一般的な考え方ですけど、提案者はこの定数を減らすことで議員の資質が上がる考える根拠を、私はお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

河合議員 議長。

村岸議長 河合議員。

河合議員 今、質疑されましたが、資質がどうのこうって、資質は、生まれ持った資質と才能ですよ。（聞き取り不能）してください。今村氏、あなたこそ議員削減に賛成したらどうですか。県会議員に立候補し、また町会議員を任期中に辞職して町長選挙に立候補する。落選すればすぐに町会議員に立候補する。あなたは、常々口癖に有権者から負託されてきていると言っているあなたが、あなたこそが有権者を愚弄していませんか。また、住民さんを冒瀆しているものではないですか。あなたこそ議会軽視も甚だしいじゃないですか。それだけ自信があれば、議員削減に賛成して、有権者に信を問うたらどうですか。議員 2 人削減すれば、日本〇

○党が常に言っている貧困弱者の社会保障に回せませんか。先ほども言いましたが、５１５万４,８８０円、掛ける２、４年間ですよ。あなた方はいつも言うとり、この社会保障に回せますよ。２人削減すれば。

あなたの今の質疑の中で、資質とかどうのこうのって、これは個人の持ちようですよ。そうでしょう。おのおの持ち方が違いますよ。性格が違うやろう。資質も違いますよ。そうでしょう。私が言いたいのは、資質の向上と言うてますよ。資質と向上と一遍併せてくださいよ。皆さんで、自分で、（聞き取り不能）必要な知識や感性を皆さん、磨き、能力を高めたらできるんじゃないですかと私は思いますよ。ただ単なる反対反対や。そんなもの、理に合わないですよ、私からは言えば。そうでしょう。

あなたこそ確証を持って質疑をしてください。私はこの近隣の行政が、今、このような状況になってきているんですよ。犬上３町、本町だけですよ。また隣の愛荘町の２万何千人の人口のところが２減されましたよ。今、３町で豊郷町も僅かですけども、人口は減になっておりますよ。そうでしょう。

報酬は二の次ですよ、まずは削減をして審査委員会に答申したらどうですか。もし方針が優れているのであれば。そうでしょう。豊郷町議会は平成１７年から今の現状の方針になっていきますんですよ。あなたもそのときおったでしょう。後の方は知りませんが。議員提案されて、平成１７年に７対６で可決されますよ。当時の報酬はあなたもご存じでしょう。当時は議員報酬。１８万もろてましたよ、それが平成１７年以降、今の現状の１６万２,０００円から３,０００円かいな。みんな、そうですね。１６万という感じですね。

村岸議長 河合議員。

河合議員 だから、そういうことがあってね。

村岸議長 河合議員、今村議員の質問とまた離れていますので。

河合議員 これを言わんと分からんから。何で削減するんですかと聞いておるから、その辺は報酬等との問題もあるんなら、まずは議員削減をして、１０人になれば、私は先ほど提案したように１０人になれば、何か支障が起きるんですか。私は起こらないと思いますよ。議会改革、議員改革と今までの方がおられますけど、何をされたんですか、議会改革って。私はそう思いますよ。まずは、賛同していただいて、次のステップに行ったらどうですか。何もしないで反対反対反対って。どこの近隣を見ても、関係者は皆反対ですよ。賛成してください、賛成を。

村岸議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 反対討論。

村岸議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

1 2 番、今村恵美子君。

今村議員 今、提出者の私の質疑に対する答弁というのは、非常に、私の個人的な政治家活動についての問題を提起して発言されておりましたが、私は議員であり、また辞職をして、ほかの選挙にも出ましたが、全て、やはり政治がもっと住民の願いを実現するために、私は日本共産党の議員として頑張ってまいりました。何のそれに恥じることはありません。

そして、この問題で、わが日本共産党議員団が反対する根本理由はこれまでも述べましたが、定数削減ということは、私たちは住民さんから、町民の皆さんから選挙で選ばれて、議会の中で町民の皆さんのいろいろな福祉、医療、教育、いろいろな要求のその実現を目指して議員をさせていただいております。そういった面で、この多種多様な町民の要求ということに対して、議員の数が減れば当然、その要求、実現の速度は遅れます。そして、いろんな多様な意見を酌み上げる議員が減っていきます。

豊郷町では、議員報酬条例で1回削減をしました。しかし、そういった中で議員定数削減はありませんでした。これは、やはり原因というのが、行政と対峙をする住民代表機関だからです。そういったことを基本に考えた場合、定数削減というのは、行政にとっては議員の数が減るほどいろんな意見が減っていく、要求も減っていくというやりやすい面はあるかもしれませんが、町民の皆さんの側から見れば、多様な要求が実現できません。それを定数削減と叫ばれる、河合議員でしたら、自ら議員改革で自ら議員をお辞めになったらいかがですか。そういう定数さえ削減したらいいという安直なこの提案に対しては、私はとても納得がいきませんので、反対いたします。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、少数)

村岸議長 賛成少数であります。よって、発議第1号は否決されました。

日程第26、発議第2号患者負担を増やす「高額療養費制度」の改悪に反対する意見書案を議題といたします。

鈴木勉市議員、提案理由の説明を求めます。

鈴木議員 患者負担を増やす「高額療養費制度」の改悪に反対する意見書。

高額療養費制度は、医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超過した分を医療保険から支払う仕組みです。これは過度な患者負担を抑え、継続して診療が受けられるようにする患者支援策です。政府は今年8月から自己負担額の引き上げる改悪を明らかにしています。

現在この制度は、がん、骨折、関節リウマチ、白内障、脳出血、帝王切開などの治療を受けている人が利用しており、これらは誰もがかかる病気であり、それへの患者支援策です。それゆえ制度改悪によって影響を受ける受給者数は年795万に上り、国民の15人に1人が負担増となります。このうち、年4回以上この制度を利用する「多数回該当者」は155万人で、これは国民の80人に1人に当たります。

とりわけがん患者は長期にわたって治療を要し、高額な医療品が必要です。NHKが取り上げていたがん患者の1人は、がんが再発し、1錠8,000円の薬を毎日服用で月24万円の費用が必要だと言います。まだ大学生の子どもがいて、生活が苦しく、患者支援がなくなれば治療を中断せざるを得ないと述べていました。全国保険医団体連合会調査では、子どもがいるがん患者では、支援策がなくなれば、治療を中断が42%、回数を減らす60%といます。政府は制度の持続可能性を制度改悪の理由にしていますが、治療を我慢させる先にあるのは命の持続不可能性の未来と言わざるを得ません。本議会において高額医療費制度の改悪に強く反対をいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

同僚議員の賛同をよろしくお願いを申し上げます。

今村議員 議長、動議。動議を始めていいですか。議事進行の動議やから。

河合議員 委員会付託やろう。何や。

今村議員 賛成と言うてください。

本田議員 賛成です。議長。

今村議員 いいですか、提案して。

村岸議長 今、動議の発言がありましたが、賛成がありませんので。

河合議員 動議の内容を言うてへんのに何を賛成すんねや。

今村議員 提案してから賛成でしょう。

村岸議長 動議の内容は何ですか。

今村議員 この意見書案については議運では凍結みたいになっているんですけど、やはり今期は会期が十分にありますので、関係委員会での精査をお願いしたいんです。そういうことで、動議の提案をいたします。

河合議員 議長。

村岸議長 待ってください。

ただいま。

河合議員 ちょっと待ってください。

村岸議長 はい。

河合議員 今の動議の提出は成立しません。提案して出しても賛成がありませんもん。賛成ありません。動議内容を終わったら、賛成でしょう。

本田議員 賛成と言うたよ。

河合議員 それはあんたはないですわ。動議と言うて、賛成だったら、内容も分からんのに賛成するんですか。

本田議員 動議に賛成です。

河合議員 会議規則読みなさいよ。違うのか。

中島議員 なしなし。今のは動議があって、賛成してなかった。

河合議員 どうですか、皆さん。条例違反。遵守していない。

本田議員 さっき、言うたやん。

河合議員 それは中身には言わんうちに本人から賛成しなさいと言うたから、あなたが言うたでしょう。

本田議員 そうや。

村岸議長 暫時休憩します。

(午前 11 時 40 分 休憩)

(午前 11 時 53 分 再開)

村岸議長 再開します。

ただいまずっと音声を調べてきました結果、動議内容の説明の後に賛成者がありませんでしたので、ただいまの動議の賛成者はなしとなります。よって、動議は成立しませんでした。

ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これより討論を行います。討論はありませんか。

本田議員 議長、賛成討論。

村岸議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

議 員 なし。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

本田議員。

本田議員 賛成討論を行います。

がん患者の団体が石破首相と出会い、治療が受けられない、命綱を断たれる思いだと訴えました。この制度改悪への批判が高まる中で、政府は制度改悪の一部を見直しました。しかし、見直しはごく部分的で改悪全体の中止を求める切実な願いは、国民の不安に応えるというまでに至っていません。この制度は年収に応じて月ごとに負担限度額を設け、医療費は幾らになっても、1か月に支払う自己負担額に上限を設ける仕組みです。改悪することによって、全ての所得層、全ての年代で大幅に医療費がかかるようになります。現行で3回までの限度額は、例えば650万から770万の人では約8万100円ですが、これを何と13万8,000円に上げるということです。政府の修正案では、長期の治療で直近12か月以内に3回以上で限度に達した4回以上の人だけ現行に据え置くという内容です。しかし、3回までは引上げがされます。この8月から段階的に行うとされ、年収は700万ぐらいですと、現行より1.7倍もの引上げとなります。制度利用を考えても現在8万6,000円を超えれば利用できたのが、改悪案では13万8,600円を超えないとこの制度が利用できなくなります。制度利用の795万人もの患者に負担増を押しつけることになります。

全国保険医団体連合会の影響調査では、改悪されたらどうするかと問われ、治療を中断するが4割、治療の回数を減らす6割と答えています。がん、難病の患者にとって受診抑制は命に直結します。

厚生省はこの改悪によって、1,950億円の受診抑制が起きるということを想定し、それでも改悪を強行するとしています。島根県の丸山達也知事は2月18日の記者会見で、高額医療費制度の患者負担上限額を引き上げるというのは、治療を諦めろという鬼のような改正案だ、提案されたというだけでも国家的殺人未遂だと述べています。まさにこの制度改悪は国民の命を粗末にする制度改悪であり、見直しを求め、改悪案に反対いたします。

以上です。

村岸議長 ほかに討論ありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第2号患者負担を増やす「高額療養費制度」の改悪に反対する意

見書案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

なお、発議第2号は豊郷町議会として関係機関へ送付いたします。

日程第27、発議第3号企業・団体献金の全面禁止を求める意見書案を議題といたします。

本田清春議員、提案理由の説明を求めます。

本田議員 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書。

昨年の総選挙の結果は、裏金問題への国民の怒りの表れでした。国会には真相説明を行い、政治をゆがめる裏金の大本にある企業・団体献金を禁止することが強く求められています。営利を目的とする企業が献金やパーティー券の購入を行うというのは、政策的な見返りを求めるためであり、政治をゆがめてきていることが明らかとなっています。日経連は政党の政策動向を採点し、消費税増税など、財界が気に入った政策を掲げる政党に巨額な献金をするということを長年行ってきました。政治が金の力で動かされれば、主権者国民の声は踏み潰されてしまいます。

昨年の実施された総選挙では、立憲民主党、日本維新の会、日本共産党、れいわ新選組、社民党が選挙政策に企業・団体献金の禁止を掲げていました。国民民主の玉木雄一郎氏も「全ての党が合意して廃止すべきということであれば、我々も廃止すべきという立場なので、こうした合意を得られるようにしていきたい」と述べています。前述の5党（204議席）と国民民主の議席は232と自公の215を上回りました。企業・団体献金禁止の公約を実現することは、国民に対する責任です。

豊郷町議会は国会及び政府に対し、幾度となく繰り返されてきた金権腐敗政治の問題を根絶するため、企業・団体献金を全面的に禁止するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

今村議員 議長、動議。この意見書案の委員会付託を求めます。

議 員 賛成。

村岸議長 何の動議ですか。言うてへんで。動議言うても、こっちは何にも。答えている

のは、あんた言うているだけや。そやろ。

今村議員 もう一度やります。動議。

村岸議長 何の動議ですか。

今村議員 発議第3号企業・団体献金全面禁止を求める意見書案につきまして、今期、会期がありますので、担当委員会に委員会付託を求める動議を提出いたします。

村岸議長 ただいま本田議員から、議題となっています発議第3号を総務産業常任委員会に付託することの動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

発議第3号を総務産業建設常任委員会へ付託する動議を議題といたします。

採決します。この採決は起立によって行います。

この動議のとおり、発議第3号を総務産業建設常任委員会へ付託することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、少数）

村岸議長 起立少数であります。よって、発議第3号を本議会において審議いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、賛成討論。

村岸議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

11番、河合議員。

河合議員 それでは、企業・団体献金の全面禁止を求める意見書に対しての反対を、討論は1人1回の原則でありますので、どちらかにせなあかんの、私は反対の討論をさせていただきます。

中身はどうあれ、我々一地方議会は、豊郷町議会の一員ですよ。これは中央政府がやっている問題があつて、私は県がこういうことをするのなら、私はそれでいいと思いますよ。一地方の豊郷町議会の議員にこういうことが提案されると、今、近隣の皆さん、皆否決されていますよ、これがね。ところが、先ほど言うたように、こんなことに従事するのなら、もっと住民さんのことを考えて出してください。大いに賛成しますよ。それに対して、私はこの企業・団体献金の全面禁止を求める意見書に対しては反対する立場といたします。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

12番、今村恵美子君。

今村議員 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書案に対して、賛成討論を行います。

企業・団体献金禁止問題は、1995年、当時の細川首相と河野自民党総裁との合意により、国民に対する連立与党と自民党の約束として、政治資金規正法改

正附則で、5年後に企業・団体献金を禁止する法律をつくると定められました。ところが、5年後に禁止する法律はつくられず、今日に至っております。

この20年間、政党助成金と企業・団体献金の二重取りという政党の実態から、昨年、企業献金の1つである自民党の裏金問題が発覚し、総選挙で自公政権は国民の怒りの中で過半数割れとなりました。

今、我々国民の暮らしは、物価高騰で、実質賃金や年金が下がり、一方で消費税負担や社会保険料、介護保険料の負担増で困窮世帯が増え続けています。しかし、日本の政党政治の現状は、この20年間、政党の墮落、政治家の資質の劣化が進み、主権者である国民の意識と政治家の意識の乖離が広がり、惨たんたるものになってきています。

少なくとも豊郷町議会は、これ以上の政党の墮落、政治家の劣化を抑え、政治を国民の手に取り戻すために、政治信条や政党支持の違いを超えて、企業・団体献金の全面禁止を求める意見書を政府や国会に届けることが、選挙で町民から選ばれた議員の責務と考えます。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

村岸議長 ほかに討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第3号企業・団体献金の全面禁止を求める意見書案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、少数）

村岸議長 起立少数であります。よって、発議第3号は否決されました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表により審議されるようよろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後0時14分 散会）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和7年3月5日

豊郷町議会議長

議 員

議 員